

# 帝國議會事堂の建築を語る

— 承 前 —

大藏省管轄財局 工務部長 工學博士 大熊喜邦

新議事堂の建築は前號に記した處を以て其大要を知り得ると思ふが、後段に於て諸設備工事を述べる前に、主要なる各室内の梗概を記すことにする。

## 各室内の梗概

**中央玄関** 壁と柱とは徳島縣産大理石加茂更紗を以て貼り、床は埼玉縣産貴蛇紋と茨城白を市松に敷き込み、階段石は茨城白を使用してある。小壁と天井は漆喰塗の色付である。

**中央廣間** 廣さ九間角周圍を加へて十二間角であるが、大切な通路の交叉する所なので四階吹抜となつて、上方四周の窓から採光してゐる。天井迄の高さは107尺6寸6分で廣間周圍の壁柱等は二階迄珊瑚石灰岩で貼られ、それ以上は主として石膏貼りで天井蛇腹は電鑄ペンキ塗である。床は全面大理石モザイクで便殿前廣間の分と合せてテツセルは百六十萬粒程である。而して照明は天井裏と蛇腹内と、周圍手摺と壁のブラケットに装置してある。

**帝室階段** 中央廣間から便殿前廣間への大階段通路で左右壁面の腰は徳島縣産時鳥を以て貼り段石は茨城白である。天井は半圓形で小壁と共に漆喰塗色付である。

**便殿前廣間** 壁面は帝室階段と同じ大理石時鳥を以て貼り小壁は石膏製薄肉模様で半圓形天井と共にペンキ色付である。床は全面大理石モザイクとなつてゐる。

**便殿** 長押付折上げ格天井の國風の意匠で用材は總て檜材、本漆塗で長押下は華山織小壁は鳥を刺繡であしらつた振七子、霞は縫取織を以て貼り其周邊には軟錦が廻して

ある。飾金具は金鍍金の肉彫で天井の格間は錦織を以て貼つてある。煖爐上の丸柱と各所の彫刻は總て乾塗製を使用し、入口扉は漆塗の螺鈿入蒔繪で煖爐の石は静岡産の紅葉石に彫刻を施したるもの。窓掛は錦織で床は周圍が寄木張り敷物は絹緞通を用ひてである。漆塗は特に美術學校に依頼したのである。

**皇族室** 便殿の隣りで造作は臺灣檜漆塗となつてゐるが、意匠は便殿同様の國風で壁貼と窓掛とは緞子、敷物は絹緞通である。煖爐前飾は福岡縣産の大理石「金華石」である。

**貴賓室** 造作は臺灣檜でペンキ塗り、壁貼と窓掛とは共に緞子で敷物は絹緞通を使用した。煖爐前飾は山口縣産の小櫻である。

**兩院協議室** 室内造作は臺灣檜を用ひ仕上げは帶黄白色のペンキ塗で長押付折上格天井の國風の手法を採用した。格天井の一部は天井明りとし模様を浮出しにした硝子を箝め、壁と窓掛とは福岡工業試験場製作の博多織で飾金具は銅製の煮黒目である。敷物は絹緞通で千歳緞通と稱する大熊の創案に依り福岡工業試験場が國武工場に於て製作したものである。

**貴族院議場** 巾105尺奥行78尺面積225坪で天井高さ42尺2寸。正面に玉座其の前方に議長席、演壇、速記者席、左右に政府委員席の設けがあり、議員席は460席で半圓形雜段形に構へられてゐる事は聖の通りで、傍聽席は上部三方にあつて中央を御座所とし御座所前を除く前側は全部記者席としてある。記者席の背後に「ニューマチツク・キ

「ヤリヤー」を設け且つ専用通路を作つたのと、速記者席に下階に通ずる特別階段を設けたのは今迄に例のない事である。造作は總て樺材で摺漆塗。王座の壁とカーテンは錦織、敷物は絹緞通で、御座所のカーテンも亦錦織である。貴賓席の壁貼は緞子、カーテンは絹リング織で議場正面の大壁は麻モケット貼付である。議席は櫻材ラッカー塗で張裂は紋ビロード。議場の床は全面毛緞通を以て敷詰たのである。採光は硝子天井に依り夜間は天井裏四百十八箇の電燈照明で天井下の釣電燈は停電時にも蓄電池に依つて點灯されるのである。而して議場下に混氣室の設けがあり、議席下のマツシルム型の通風装置と天井其他の通風孔とに依つて熱空氣が上昇式又は下降式自在に調節され夏季には冷房を行ひ得るのである。

衆議院議場 貴族院議場と全く同じである。正面議長席上に御座所の設けがあるのは新議事堂に於て初めての事である。議員席は四百六十六席で六百三十五席迄は置く事が出来るのである。議場の樺材には彫刻が澤山施されてゐるが、木材の伸縮を目立たぬ様、また音響關係に効果を得る様特に考慮した結果である。

議員控室 議場と同階にあつて18坪乃至55坪のものが兩院合せて25室、室内の仕上げは總て同一で造作は臺灣檜ペンキ塗。壁貼は絹レーヨン、窓掛は絹錦交緞子を使用し敷物は毛絨氈を敷込んである。放熱器廻りの大理石は徳島縣産の曙である。

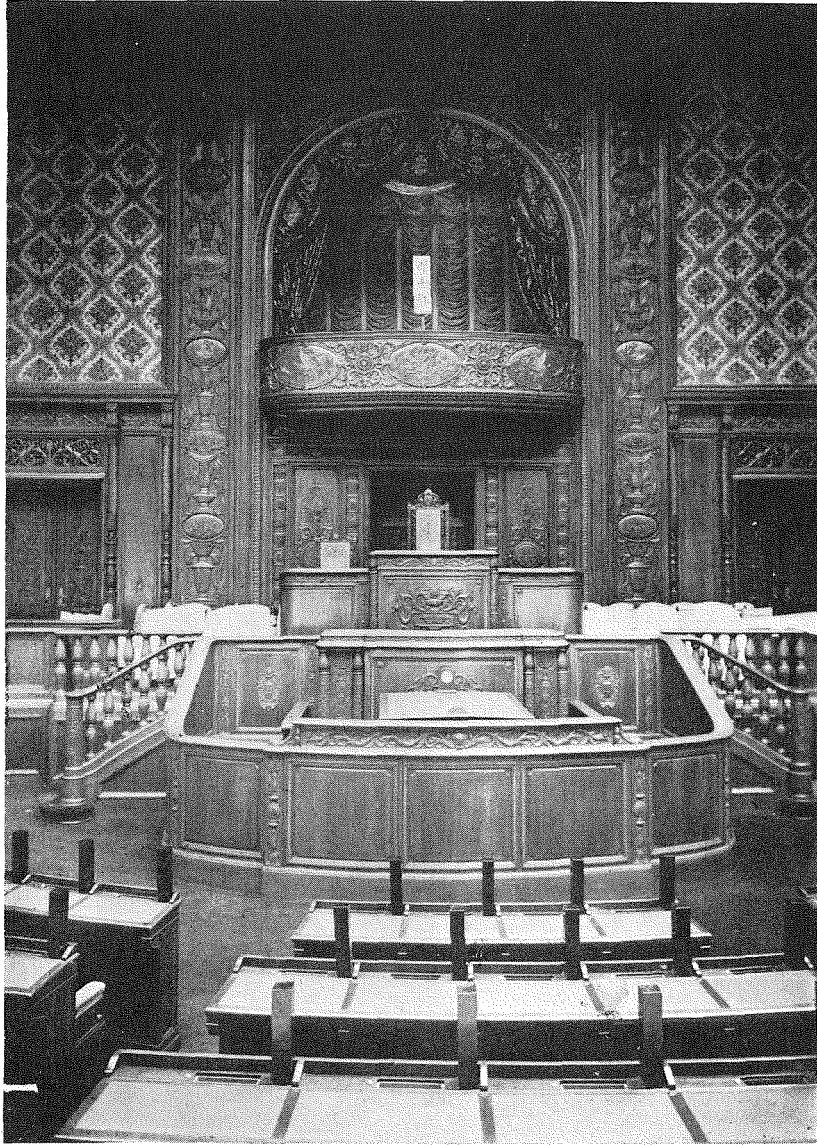
委員室 13坪餘乃至55坪のものが兩院合せて30室で其の大部分は3階に置かれてゐる。何れも同様な仕上げで、造作は桂と枋材ワニス塗、壁は漆喰塗の色付塗装である。窓掛は

(23) 新議事堂中央ホール(寫眞19・22参照)





(24) 新 議 事 堂 便 殿 前 廣 間。



(25) 衆議院演壇、座席は議長席上段御座所。

絹綿交織子で敷物は毛絨氈が敷込である。  
政府委員室も亦同様である。

**豫算委員室** 96坪の廣さで衆議院の分には傍  
聴席が設けられてゐる。室内造作は枋材で  
クリアラツカー塗裝、壁貼と窓掛は絹織  
子で敷物は毛絨氈、天井は音響の關係を考  
慮して漆喰塗の上に粗面仕上の加工がして  
ある。

を使用した。敷物は兩院協議室と同様福岡  
工業試験場製の千歳織通で煖爐前飾の大理  
石は岡山縣産出の「黒柿」である。

**大臣室** 位置は便殿の直下で廣さ29坪強、室  
内造作はチーク材でクリアラツカー塗と  
してある。壁は絹麻交浮織で窓掛には絹織  
子を用ひ敷物は千歳織通である。煖爐前飾  
は茨城白を選んだのである。

**議員食堂 豫算委**

員室の下96坪の  
大さで室内の高  
い腰羽目等造作  
はクルミ（滿洲  
産）材を用ひ澁  
い色合のステイ  
ン蠟仕上となつ  
てゐる。腰羽目  
上の小壁はゴブ  
ラン風綿織で貼  
り窓掛は綿ゴブ  
ラン織を用ひた  
床は寄木張りで  
そこには鋤焼用  
の電気差込口が  
取付けてあり、  
カウンターの設  
けもある。又放  
熱器廻りに使用  
した大理石は東  
京府西多摩産の  
「青梅」である。

**總理大臣室** 位置  
は皇族室の下に  
相當し廣さは24  
坪強、室内造作  
はチーク材クリ  
ャーラツカー塗  
で壁貼には絹綿  
リング織、窓掛  
には絹金華山織

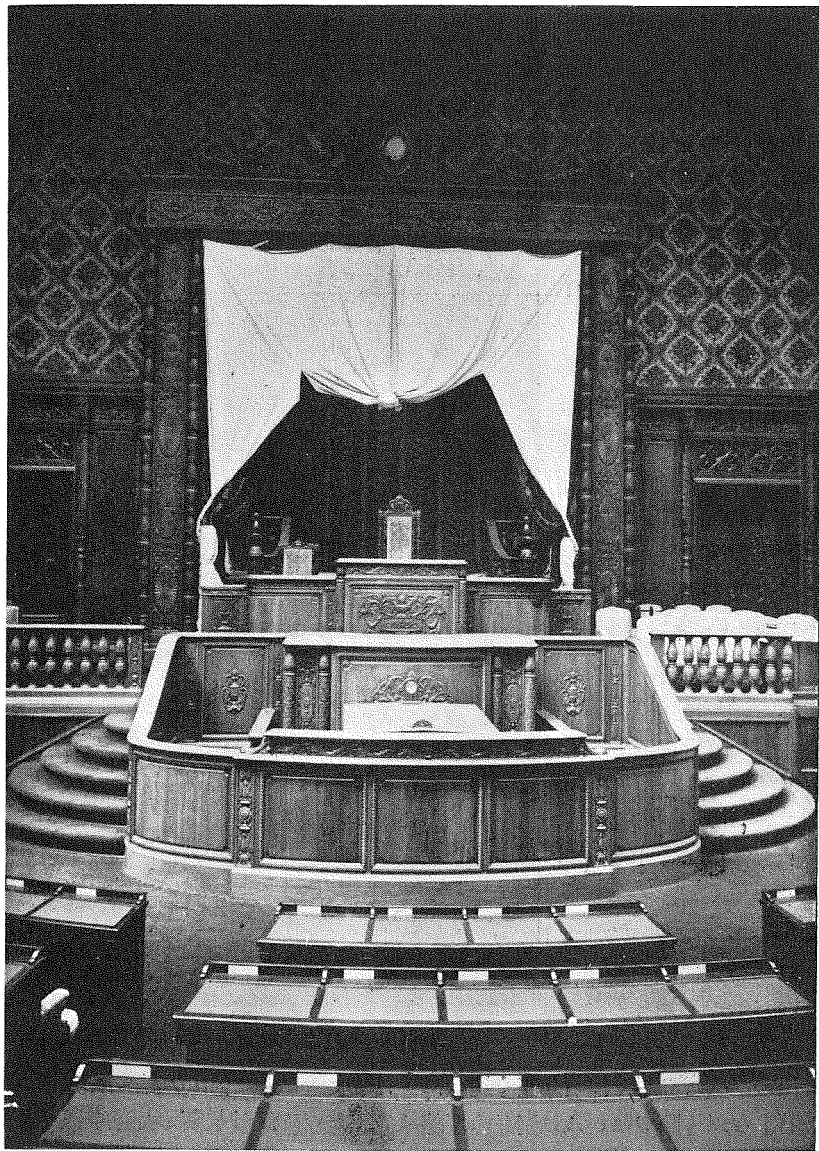
大臣室前廣間の壁面は朝鮮黃海道小青島産の大理石「黃龍」を以て仕上げてある。

議長室 貴衆兩院共全く同一で室内造作には樺材を用ひラック塗に仕上げた。壁と窓掛の裂地は緞子で床は毛緞通を敷込んである。煖爐前飾は兩院の立關に使用してある山口縣産大理石「鶉」で放熱器廻りは山口縣産大理石「霞」を使つた。

議長サロン 34坪餘の廣さで、室内造作は樺材を使用しラック塗である。腰羽目上の壁はリング織、窓掛は紋ビロードで敷物には毛緞通を使つた。二箇所の大煖爐前飾は岩手

縣産出の大理石「紫雲」であるが其の上の刺繡額面は一面は日本新八景の一、他の一面は北齋畫稿の木曾六十九次の一である。又放熱器廻りの大理石には「霞」が使つてある。

副議長室 室内造作は樺ラック塗で壁貼には緞子、窓掛にはゴブラン風織が使つてあり敷物は毛絨氈を敷詰めた。煖爐前飾は熊本



(26) 貴族院演壇、議長席の後方白幕の内が玉座。

縣下益城郡豐福村産の「竹葉」で茨城産の大笹に酷似してゐる。放熱器廻りの大理石は「霞」である。

副議長應接室 室内造作は議長室と同一で壁貼は緞子、窓掛は紋ビロードを使つた。敷物は毛絨氈で煖爐前飾の大理石は徳島縣産「木頭石」を採用したのである。

煖爐上の鏡硝子は未だ國産品が出来なかつ

たので巴むなく外國品を用ひたのであるが、今日では國産で間に合ふのである。

**兩院玄関** 共に全く同一である。壁面及柱は山口縣産の大理石「鶉」を以て仕上げ床は山口縣産の「薄雲」と「霞」の市松敷、段石には薄雲が使つてある。而して入口扉はブロンズ製の扉である。

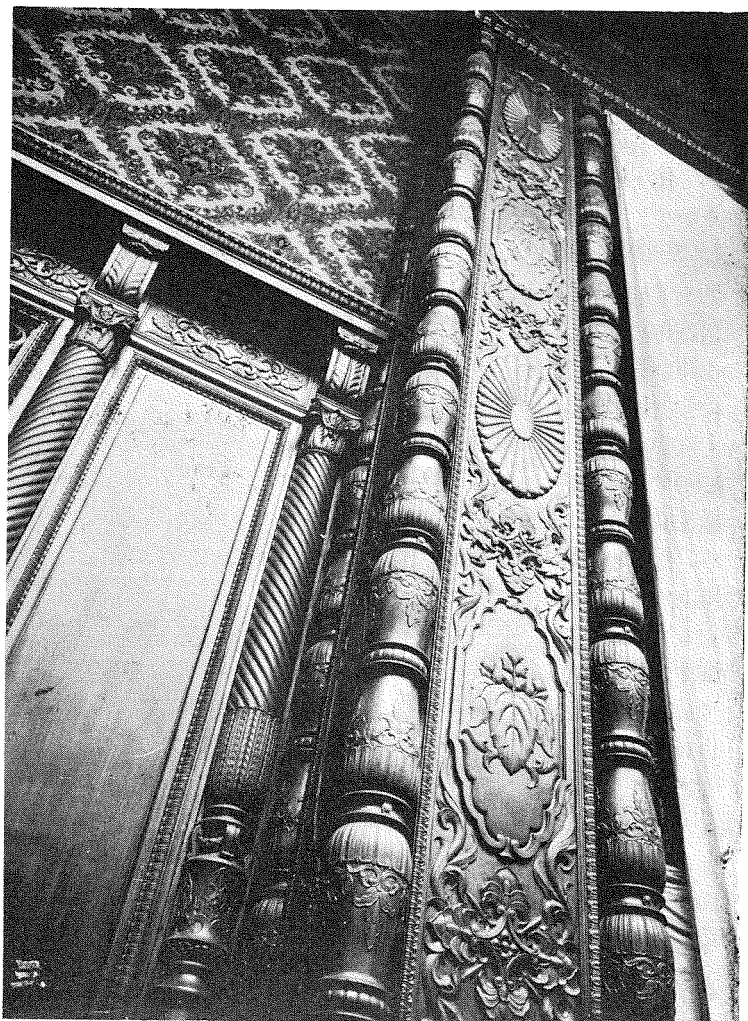
**兩院玄関内廣間** 壁柱と階段の腰手摺等總て富山縣黒部峽谷附近から採取した「オニツクス」大理石を以て仕上げた。段石は「薄雲」で小壁と天井は漆喰塗色付塗装である。而して二階三階共同様でこゝには昇降機臺が設備されてゐる。

**二階廊下** 兩側の壁は下部の中木に徳島縣産、「新淡雪」を用ひ、其の上部は大坂府西成郡産出の凝灰岩を薄く挽割り軽く焼いた「日華石」を以て貼つた。入口廻りの額縁は大理石「加茂更紗」で床の兩側はテラゾー敷である。

**三階廊下** 兩側の壁は中木に徳島縣峯島産大理石を用ひ壁はテラコッタで貼り上げ、各室出入口の額縁には土佐の「金雲」を使用した。床は二階廊下と同一で、小壁と天井とは二階廊下共に漆喰塗の色付塗装である。廊下の中通りは絨氈敷を敷てある。

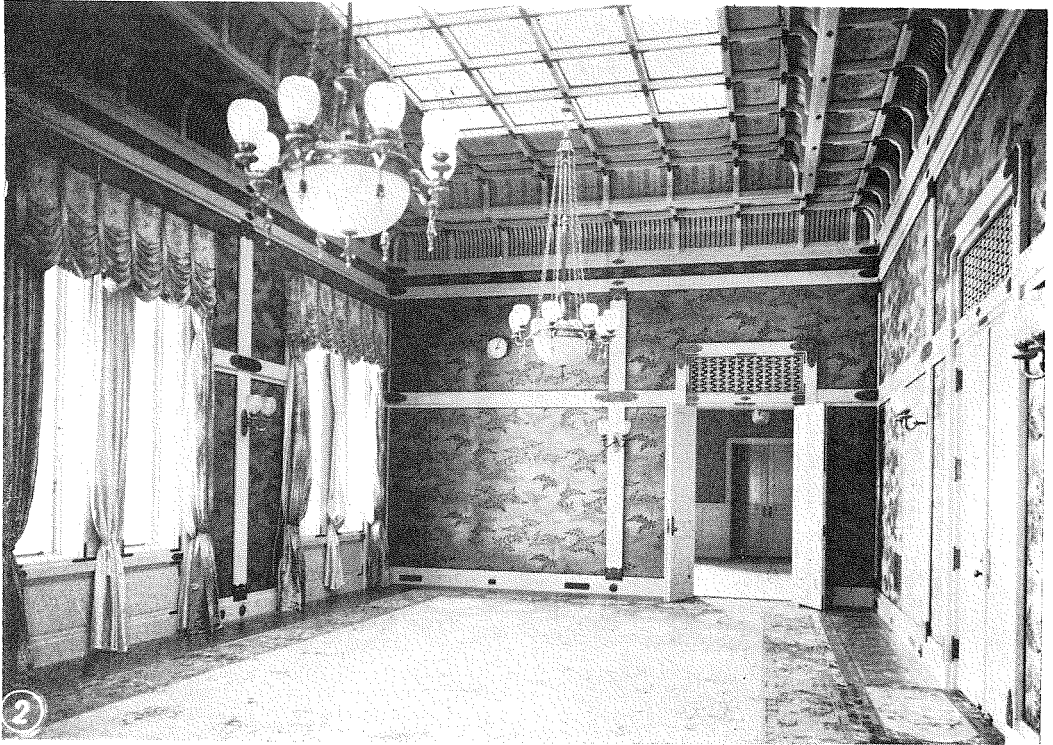
#### 機械的の設備

近世科學の進歩は我が議事堂建築の内部の



(27) 貴族院玉座の柱の彫刻、長30餘尺、全部一本の櫻材

諸設備に世界の議事堂中最も新しいだけそれだけ最新の知識を傾けさせねばならなかつた。然かも長期に亘り繼續事業なので將來實現可能と思はるゝ装置や機械に對する見透をも必要とし且つ其の後の科學の進展に従つて隨時變改をも加へねばならなかつたので、そこにかなりの苦心も努力もあつた。この機械的設備の計畫に關しは當初囑託福原俊丸氏が關與したが兼任技師北浦重之氏の計畫指導を以て戸田一見、木下功一の兩技師が機械設備及衛生設備を分擔し多數の技術者と協力して設計及實施に當つたのである。今この設備



(28) 新 議 事 堂 兩 院 協 議 室。

の主要なるものを記せば次の通りである。

暖房装置 暖房装置は直接暖房(蒸気)と間接暖房(熱空気)の二種を室の用途に従つて適當に採用したもので直接暖房の中には換氣を併用した室もある。

間接暖房の室は、帝室關係の各室、議場、各大臣室、豫算委員室、各委員室、中央廣間、直接暖房換氣併用の室は、議員控室、議長副議長用諸室、内閣用諸室、書記官長及書記官用諸室讀書室、及圖書閱覽室、議員食堂及中央部食堂。

直接暖房の室は、政府委員室各事務室、其他一般の各室

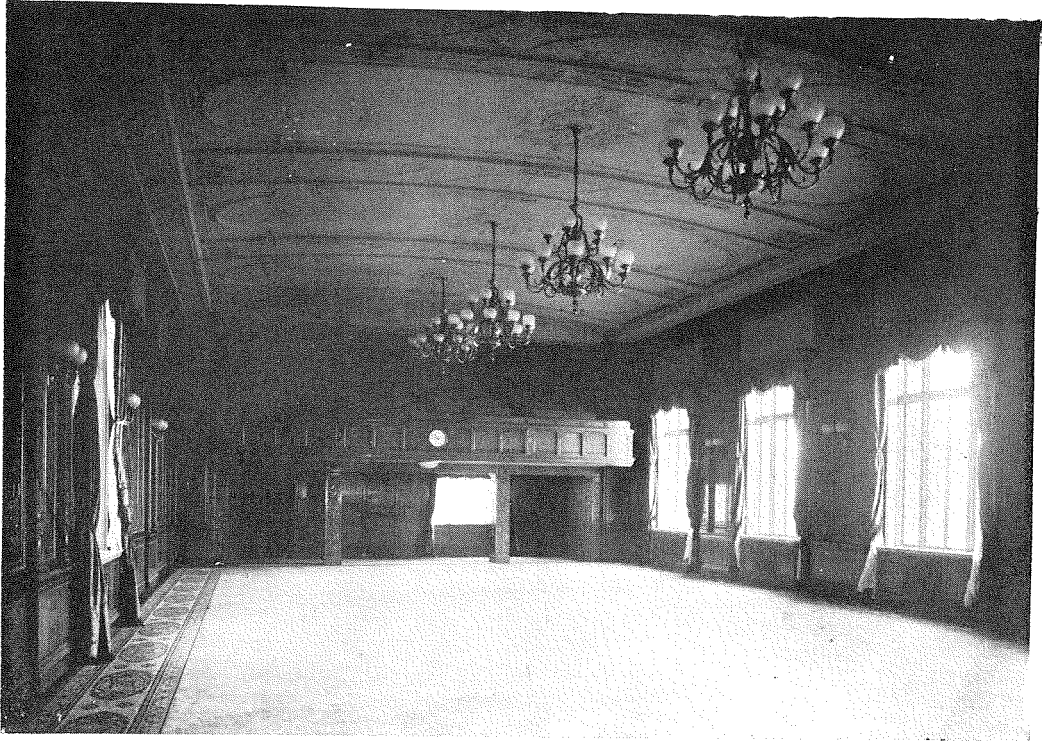
といふ風に分類して暖房されてゐるが、間接暖房中議場は他の室とは全く單獨な装置で後に記す換氣装置中加熱器を附加したもので小屋組内には鐵管放熱器を配置して場内所要の熱量の補足と同時に屋根硝子面の結露を防止する様にしてある。又帝室用各

室と議場を除く間接暖房の諸室は一般換氣用風道に夫々補助加熱器を取付けて其目的を達する様にしてある。

直接暖房は眞空式低壓蒸気暖房で放熱器は換氣を併用する室は地階を除くの外全部窓下に隠蔽し其の他は細柱型放熱器を露出させてゐる。而して間接直接兩暖房共に自動溫度調整装置を取付け放熱器又は加熱器内の蒸氣を調節して室内溫度を任意に且つ一定に保たしめる様にしてある。

これが爲には西方道路を隔てた附屬地内の低所に汽罐室を建設し高壓水管式の臺の汽罐を据へ煤煙の防止と燃料の節約を計るため自働燃炭装置が設備されてゐる。而し蒸氣管は地下道に依つて本館設備室に連結してある。

換氣装置 議場及其他の各室とは夫々單獨な装置で各装置共に加熱器、空氣洗滌機、扇風機を備へこゝで先づ水を以て洗滌し加熱



(29) 新 議 事 堂 豫 算 委 員 室。

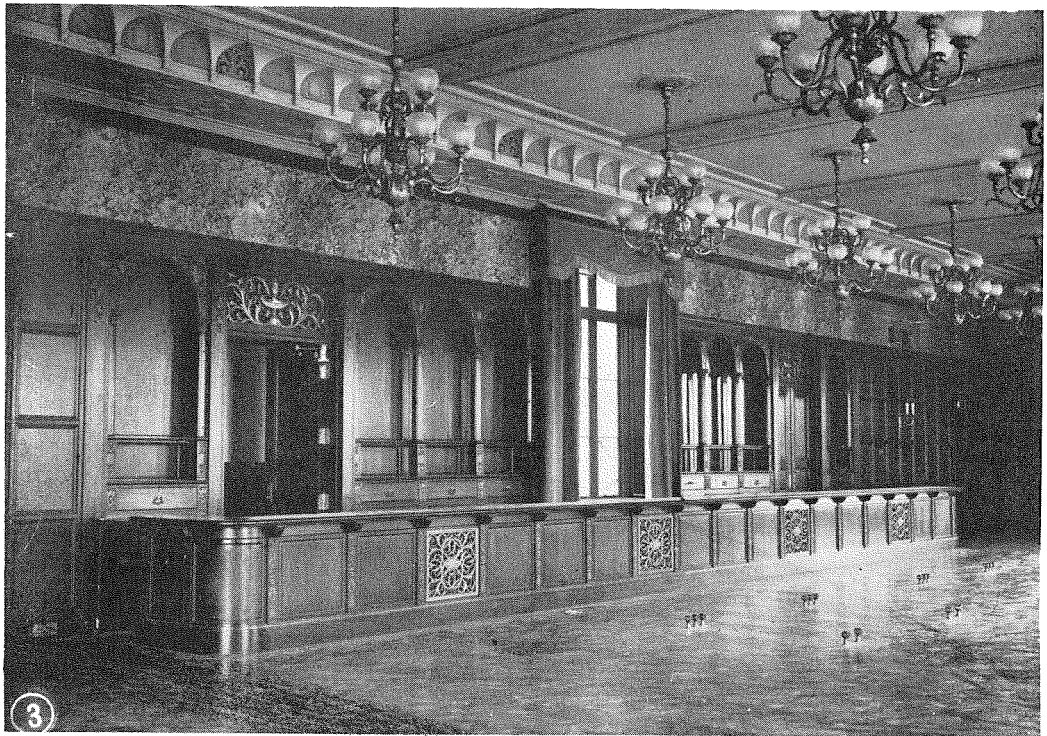
器で熱し更に適當な湿度を與へ温湿度を調節したものを扇風機で間接煖房をする室と直接煖房をする室の中換氣併用の室に送り込み室内空氣の交換をするのである。議場用換氣装置は議場内に於て一人毎時1,000立方尺總計毎分45,200立方尺を送り得る容量である。換氣風道は二系統で一は議場天井硝子面周圍、後部傍聽席天井面、各階入口欄間に設けた「レジスター」に連結し、他系統は傍聽席腰掛下、議席腰掛下、政府委員席壁面中木上に備けた「レジスター」又は「マツシルームベンチレーター」に連結してある。而して換氣の外に機械排氣の施設を加へ必要に従つて換氣入口、排氣出口を前記の二系統の轉換に依つて自在に變へ得る様に出来てゐる。空氣は構内左右の植込の中にある空氣取入口から地下風道に依つて機械室へ導くのである。

各室用の換氣装置は各室共毎時4回乃至6回換氣し得る丈の總計毎分53,000立方尺の

空氣を送り得る容量にしてある。換氣口は各室入口欄間又は壁面の床上9尺内外の位置に設けた「レジスター」をこれに充て、尙廊下側間仕切巾木上に「レジスター」を設けて自然換氣に充てある。豫算委員室は特に議場に倣つて天井面と床巾木上に「レジスター」を取設け別に機械排氣を附設して上下何れよりも換氣と排氣を爲し得る様にしてある。而してこの各室の換氣には中庭の池に空氣取入口を設けこれから地下風道に依つて機械室へ導く様になつてゐる。

排氣装置 特に多人數集合する議場と豫算委員室とは前記通り機械排氣を附加してあるが、猶臭氣、水蒸氣、有毒瓦斯等の發散する憂ある室と地階で外氣に接する窓の無い室及倉庫等には室の性質に應じて室容量の5回乃至30回に相當する排氣をなし得る設備が施してある。而してこれを兩院夫々12系統に分け其の排氣量に應じての扇風機と電動機とが備へてある。





(30) 新議事堂の議員食堂。

冷房装置 機械換気をする室では夏季に於て鑿井の地下水を利用して冷空気を送る様になつてゐるが、必要に應じては氷を地下水に添加する方法を採用してゐるので氷庫、氷融解設備冷水槽等が設けられてゐる。

給水設備 給水系統を飲料用と雑用との二系統に分ち飲料用としては市水道を使用し、雑用には鑿井水を使用するのである。

排水設備 各階の水洗便所汚水は化粧室、炊事場等の普通排水と全然別系統とし、各階便所内に汚水管を立下げ各便所汚水と其の附近の手洗排水を纏めて之れに連結し、市下水渠に直接放流するのである。各階湯沸室、化粧室等の排水は夫々附近の分を合せて外部に排出し雨水と共に埋設配管に依り排水してゐる。又地階機械室の排水直結渦巻ポンプを以て自動的に運轉して外部へ排出する様にしてある。

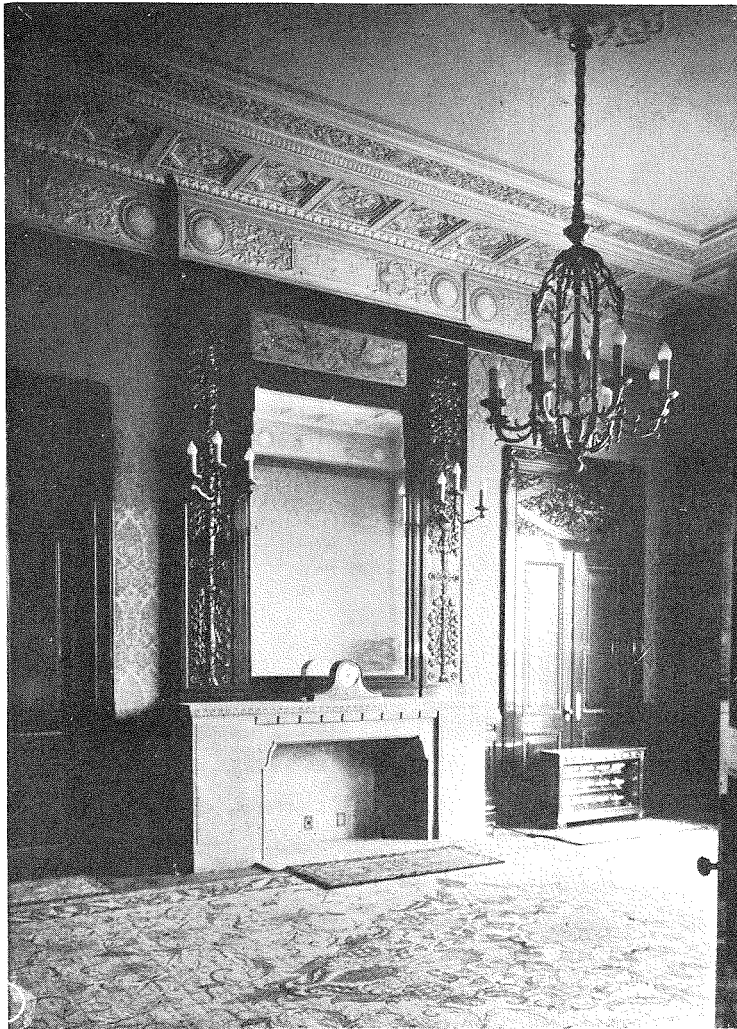
防火設備 地階機械設備室に五十馬力電動機直結タービン式消火ポンプ及ガソリン機關

直結タービン式消火ポンプが設備してある。水源は市水道水と鑿井水の兩者を利用し兩院53ヶ所の消火栓に給水するのである  
昇降機設備 兩院廣間、中央廣間、西廣間、西南及西北各階段室には合計18臺の乗用昇降機が次の様な配置で設備されてゐる。而して各昇降機の様子は毎分250尺及125尺の二重速度である。

兩院廣間	15人乗	6臺	1階より3階
西廣間	17人乗	4臺	地階より4階
中央廣間	13人乗	2臺	地階より7階
同	13人乗	2臺	地階より4階
西南階段	13人乗	2臺	地階より屋上
西北階段	13人乗	2臺	地階より屋上

又貨物昇降機は兩院1階2階各配膳室。3階喫茶室間に合計6臺が設備してある。

空氣輸送管装置 この装置は眞空式で兩院議場内新聞記者席背後の傍聽席仕切羽目に記者5名に付1個の割合で計18個宛の發送口を設備し、輸送管に依つて一階中央受送室



(31) 新 議 事 堂 の 議 長 室

内の受入口に連結され、中央受送室内に更に4個の發送口を設備し同じ輸送管により中3階新聞記者通路兩隅の受送室にある受入口に連結されてゐる。この装置に關しては早くから見本品を取設け音響の研究をしたもので全く無音とするの創案を得て使用したのである。この装置だけは其の當時國産が無かつたので米國製を使用した。

真空除塵装置 地階機械室に兩院夫々15馬力排氣機及集塵器を設置し、排氣主管を地下天 下に配管し、各部から堅管を分岐し一階以上の各廊下階段室等要所の巾木に取付

けた吸込弁に連結させたもので、吸込弁の數は兩院を通じて173個所である。而して兩院共3堅管2ヶ所即ち6個所の吸込弁を同時に使用するも差支ない機械の容量になつてゐる。機械的設備としては以上の外、メールシュートの装置、給湯設備、瓦斯設備等があるが、説明する迄もないから總て省略する事とする。

#### 電氣的の諸設備

議事堂の建築は19年の長期に亘る繼續事業なので、電氣工事に於ては當初の設計に於てもかなり進んだ時勢の見透しを必要とし、又相當の可撓性をも持たせて時代の進展に即する改變を隨時加へねばならなかつたので、かゝる立場から獨創的のものが多く弱電流設備に於て殊に然りとする。次にこの電氣諸設備の概要

を記す事とするが、これが設計施行は囑託密田良太郎博士の計畫指導に依り及川壘、田代寛兩技師が擔當し、多數の技術者と共に設計に研究に非常な苦心をして實現せしめたのである。

電源 建物の性質上給電には絶對の確實性を必要とするから、主要なる電氣負荷に對する停電を防止する方法を講じ、麴町變電所より3,300ボルト三相交流電氣の引込。久保町變電所より3,300ボルト三相交流電氣の豫備引込。交流停電時自働的に電氣負荷に接続し得る蓄電池電源等の方法を採用したの

である。この蓄電池電源は配電用の諸開閉器の操作をなし、弱電設備のあるものに常時電流を供給する事をも目的とするのであるが、夫等は蓄電池の容量に比して極めて微少なものであるから、蓄電池電源は常に全充電の状態に於て交流の停電に備へられるのである。この蓄電池の充電には40キロワット、130アムペアの水銀整流器を用ひてある。交流電圧は200ボルトで誘導電圧調整器に依つて直流電圧を50—310ボルトに調節する事が出来、電話用蓄電池の充電にも兼用されるのである。

變電室 變電室は建物の (32) 新議事堂の廊下、長約2町あり、日本一。

地階中央にある。この室に於て行はるゝ事は(1)3,300ボルト三相交流電氣の引込(2)暖房汽罐室、附屬家、庭園外燈等への高壓配電(3)一般燈用變壓器に於て单相三線式200ボルト電氣に變電及其館内各所への配電、(4)議場電燈用變壓器に於て三相三線式200ボルト電氣に變電及其配電(5)動力用(電熱兼用)變壓器に於て三相三線式200ボルト電氣に變電及其配電、(6)蓄電池電源の充電及其の放電、(7)變電室内電燈の制御、等で従つてこの室内の主要設備は、以上に要する高壓受配電盤、低壓配電盤變壓器及水銀整流器、充電装置等

である。而してこの室に於て使用される開閉器遮斷器類の數は、高壓側に於て19、低壓側に於て150の多きに達し、又別に室の中央に遠方監視制御臺(ベンチボード)を置てあるがこの様な大規模のベンチボードは他に其の例を見ないのである。

配線 給電線は變電室から地階廊下の床下にあるダクトを通り、本館内12ヶ所のライザーダクトに入り、各階毎に散設した65ヶ所の分電盤に入るのである。各分電盤から平均20回路の分岐配線が各種の負荷に達してゐる。地階各所の電動機に對する給電線は



別に地階天井下に電線管露出によつて配線され、各機械設備室の電磁式制御配電盤に給電されるのである。地階動力幹線を除く外の殆んど全部の配線は埋設電線管工によつてゐる。而して以上に述べた配線に要した電線管は3/4吋乃至3吋の太さのもの合計25萬尺で、電線長さは約63萬尺であるが、弱電設備の分を合せると電線管の總長は優に60萬尺を超過するのである。

**電燈** 電燈器具を取付けた總數は4,815具で電球の總數は7,539箇、點滅器857箇、燈用挿込栓口1,684である。電燈器具の型式は(1)事務室は單一グローブ、(2)便殿、大臣室、議長室及附近の諸室、各委員室、議員控室、議員食堂、圖書閱覽室、主要な廣間等はシャンデリヤ及ブラケット、(3)一般廊下は單一グローブ、(4)中央廣間廻りはシーリング、(5)階段はシーリング、ブラケット等である。

特殊照明としては議場の人工天窓照明、中央廣間には人工天窓照明、人工側窓照明等で議場の分は、天井裏418箇の電燈があつてこれを4組に分け變電室のベンチボードで操作するときは、照度を4段に調節する事が出来る様になつてゐる。の外天窓周圍に750ワットのグローブが20吊げてある。

**電熱** 議事堂内の暖房は總て熱空氣及直接暖房なので、電熱としては見るべきものは無く、マントルピース内の補助暖房用ストーブ十六臺、給湯用電熱湯沸器六臺が設備されるのみで、この外には深夜の豫備暖房と食堂電氣焜爐用として挿込栓が取付けてある。

**電動機** 機械設備の運轉の爲め1乃至50馬力の電動機120臺1,000馬力が主に地階と屋上に置かれてゐる。而してこの大部分が電磁開閉器によつて制御され、地階の中央にある技術員詰所にある遠方監視制御臺で總轄されてゐるのである。又消火ポンプ用電

動機50馬力2臺は本館内53箇所にある消火栓位置から制御監視されてゐるのである。

**開會報知電鈴** 本會開會の時刻に之を全院に普く知らせる爲めの電鈴で、書記官長室から遠方制御によつて配電室にある主開閉器を操作する様になつてゐる。而して貴衆兩院何れかを區別する爲めに鐘の打數を異らしむる様にしたもので、それには周波數變換裝置が採用されてゐる。

**召集電鈴** 採決投票に際して議場に於ける議員の定數を缺く場合に更に出席を促す爲めの電鈴で、各議員控室に取付け議場内書記官長席から各黨派別に選擇して鳴らせる様になつてゐる。

**通報裝置** 議事、日程等の進行狀態を主要な室約90ヶ所に通報する爲め「質疑討論」等等十二種を表した文字板を任意に選出して現示するものとした。選擇の操作はセルシン電動機を使用してその廻轉軸延長上に圓塔を設けて周圍に文字板を貼付け廻轉子の回轉角度を任意に制御する事に依つて所要の文字板を選出し、之を窓より現し同時に塔内の照明燈を點じて文字を明瞭に照し出すのである。

この外に議場内事務當局者の席に打合せ等の時に使用する招呼燈裝置が設けてある。又演壇並に議長の擴聲裝置もある。

**豫算委員會休憩表示裝置** 本會議通報裝置に準じた目的に使用するもので同様の各室に設けてあるが、この裝置では「開會中」「休憩」「散會」の三項のみの通報である。これも表示轉換の都度豫告音響が出る様になつてゐる。

**招呼裝置** 各委員室に委員課の職員や守衛等を呼寄せのために所要室に招呼表示燈を設け、呼出側の押鈕には監視信號燈を具へ、被呼者側で應答鈴を押すと表示燈と共に監視燈も消へる様になつてゐる。

**委員會開會休會表示裝置** 各委員室に於ての各種委員會の開會及休會中を關係事務室に

表示するもので、豫算委員會のものと同様のものが使つてある。

**電話設備** 官廳用(私設)電話は約300箇でこれ等相互間と院外との通話のため、自動交換機、中繼臺及局線40回線を設備した。

**電氣時計設備** 直流式有極連絡時計装置で各院に親時計1箇宛を置き、一方より修整電流を受けて常に同期運轉をさせ必要に應じては孰れか一方の親時計にして全院の子時計を動かし得る様にしてある。子時計は殆んど埋込型又は卓上型で其の外観は各室との調和を考慮し、ブロンズ製又は眞鍮クローム鍍金等の枠縁を用ひてある。

**火災報知設備** 各要所に散在装置してある報知機に依つて貴衆兩院に設けたる受信機にその個所を表示すると同時にこれを警視廳消防部に自動的に中繼移信するものである

**登退廳表示設備** 國務大臣其他40名の登院退出を主要な室50室に常に表示せしめて置く設備である。

**所在表示設備** 國務大臣等16名の院内に於ける所在を豫め定めたる50室別に、常に祕書官や内閣事務當局に知らしめて置く爲めの設備である。各室に點滅スイッチを又表示室にはランプ表示器を設けた。表示器は縦に人名横に室名の欄を設け小型電燈で裏面から照し表示するのである。

**招呼装置** 一般事務用並に警備用に使用する呼鈴装置が必要とする個所に設けてある。

**溫濕度測定** 帝室用各室、議場、豫算委員室等は熱氣煖房を行つ居るので、其の室内空氣の状態を見て輸送すべき空氣の調和を行ふ様にしてゐる。この室内の溫濕度を空氣調和室で測定する爲に乾濕法に則した直示型濕度計を用ひてゐる。

この外にも電氣的設備はあるが重要なものでないから茲には説明を省略して置く。

### 附 屬 建 物

本館の西側道路と敷地とは10尺餘の高差があるので、この高さの差を利用し且つ土留

を兼ねて、そこに奥行4間長さ99尺5寸、建坪數411坪28の附屬建物がある。又貴族院の北と衆議院の南とに各87坪餘の供待所がある。煖房汽罐室は大正六年の議院建築調査會に於て構外適當の地にこれを設くる事に定められてゐたので、西側附屬地の低地にこれを設け其の坪數は30坪の石炭庫を合せて138坪である。而して地下道を以て本館と連絡せしめたのである。

### 陸 橋 と 地 下 道

煖房設備の爲に中央部に地下道一本があるが、別に貴衆兩院の地階から各一本の陸橋を設け地下道となつて西側の附屬地に達する道路が設けてある。この陸橋と地下道は將來附屬地に建つ議院圖書館と兩院議員専用廳舍及新聞記者事務室に連絡するもの、兼て西側附屬建物への連絡となり將來の計畫として殘されてゐる兩院食堂の一構に接續するものである。

### 築 庭

本館を中心として附屬家と陸橋が兩翼を張り兩足を伸した様に配置されてゐるからは、一大官衙としての築庭が設備されねばならぬが、其の築造は第一期工事の一として將來に殘されてゐるので、西正面中央のテラス前を除ては經費の許す限りに於て形を整へるだけの築庭工事をしたのである。而して築庭の方針としては廣大な乗用自動車置場と通路とに特別な考慮を加へ且つ建物に調和する樹種を選り明らかな庭園とする事を期したのである。この築庭工事には楠岡悌二技手が従事した。

### 門、門 衛 所 及 外 構

何れも本工事として施行すべき豫算が計上されてゐないので、假設的の工事として造られたものである。従つてこの本物は將來の造營として殘されてゐるのである。

### 諸 職 の 延 人 員

大正七年以來十九ヶ年に亘る帝國議會議事堂の建築に従事した人員は頗る多數に上つてゐる。今其の工事場に於て就業した諸職の延

人員を記せば十一月末迄の直營諸職工の見込數を合せて實に次の通りである。諸職の種類はまた頗る多數であるから便宜上建築、機械、電氣に關するものに三別した。

建築	(直營 1,142,532人 請負 1,179,325人)	計 2,321,857人
機械	(直營 11,416人 請負 89,143人)	計 100,559人
電氣	(直營 91,148人 請負 29,313人)	計 120,461人

總延人員2,542,877人となるのである。

而して請負工事の件數は非常に多數に上つてゐるが其請負者の數のみで約 350 餘名になつてゐる。

工事の監督は監督課長の指揮を承け先にも述べた通り工事場に於て工區を分ちてこれに従事してゐたのであるが、本局内に於ても亦工事に關する內的事務が中々に多いので、それには監督課長の命を承け萩原久吉技師が主となつてこれに従事した。又工務課に於ける豫算積算の事務は工務課長の命を承け初め片岡眞技師が擔任してゐたが同氏退職後は下元連技師がこれを受持つてゐるが、其間暫らく伊部貞吉技師が受持つた時もある。

### 主なる關係者

19ヶ年に亘る帝國議會議事堂の建築の經過

と工事の狀況は、多少冗漫に亘るの恐れはあつたが以上に述べ來つたところを以て其の梗概を知ると思ふから茲に一先づ筆を擱くが、將來の參考として竣功當時に於ける關係者中其の主要なる地位にある者を記せば、營繕管財局長官川越丈雄氏(前長官津島壽一氏)、參與貴族院書記官長長世吉、衆議院書記官長田口弼一の兩氏、顧問中村達太郎、丹羽鋤彦、福冨俊丸、曾禰達藏、横河民輔、伊東忠太、塚本靖、小林金平(元監督課長)、北浦重之、(元兼任技師)の諸氏。

工務部長大熊喜邦、工務課長池田讓次、監督課長小島榮吉、意匠設計掛吉武東里、小林正紹、構造及強度計算掛齋藤龜之助、豫算及積算掛下元連の各技師。及電氣掛囑託密田良太郎氏。

工事場擔任中榮一徹、機械掛戸田一見、木下功一、電氣掛及川邊、田代寛の各技師、模型掛佐野昭囑託等である。而して事務系統では總務部長江口順一(前部長關原忠三)、總務課長森本靖男(前課長山田鐵之助)の諸氏等である。以上に記すところ、明治43年の委員會以前は記録を調査して記し、43年の委員會以向は自身關與してゐるので事實を卒直に記したのである。(昭和11年10月)

